

函館市小型イカ釣り漁業出漁支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高い水準で推移する燃料価格、動力および漁灯を点灯するための発電で非常に多くの燃料を使用する操業形態、津軽海峡およびその近海へのスルメイカの回遊状況の悪化および需給バランスで相場が形成される流通構造などにより、厳しい収益状況が続いている小型イカ釣り漁業者の経営コストに占める割合の高い燃料費の負担を軽減することで経営の安定を図るとともに、採算面から出漁を控える傾向にある漁業者の出漁を促すインセンティブとし、ひいては市民や観光客に新鮮なスルメイカを提供できる環境を整えるとともに、本市の観光資源にもなっている漁り火を維持するため、小型イカ釣り漁業者の出漁を支援する補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する漁業者とする。

- (1) 本市管内の漁業協同組合の組合員であること。
- (2) 漁灯および自動イカ釣り機を装備した3トン以上20トン未満の漁船でイカ釣り漁業を行っていること。

(補助金の交付対象行為)

第3条 補助金の交付対象行為は、津軽海峡およびその近海で操業し、本市を含む渡島管内または檜山管内に生鮮スルメイカを出荷することとする。

(補助金の交付単価)

第4条 補助金の交付単価は、前条の補助金の交付対象行為1回につき10,000円とする。

(補助金の交付対象期間)

第5条 補助金の交付対象期間は、毎年6月1日から10月31日までとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする第2条に規定する補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、前条に規定する補助金の交付対象期間の始期のおおむね30日前までに小型イカ釣り漁業出漁支援補助金交付申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 補助対象者は、前項の小型イカ釣り漁業出漁支援補助金交付申請書を提出する際、補助対象者が所属する漁業協同組合から、その記載事項に相違がない旨の証明を受けなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、当該申請書の内容を審査し、補助金の交付の適否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する審査で補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定し、小型イカ釣り漁業出漁支援補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により当該補助金の交付を申請した補助対象者に通知するとともに、小型イカ釣り漁業出漁支援補助金交付決定者通知書（別記第3号様式）により当該補助金の交付を申請した補助対象者が所属する漁業協同組合に通知するものとする。

(補助対象行為の実績報告)

第8条 前条第2項に規定する補助金の交付の決定を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、第5条に規定する補助金の交付対象期間の各月の初日から末日までの第3条に規定する補助金の交付対象行為の実績（以下「実績」という。）を、出荷を証明する書類を添付して市長に報告しなければならない。

- 2 前項の報告については、補助事業者の所属する漁業協同組合からの小型イカ釣り漁業出漁支援補助金補助対象行為実績報告書（別記第4号様式）の提出をもってかえることができる。この場合において、漁業協同組合が所属する補助事業者の前項に規定する実績を報告した後、当該補助事業者が他の漁業協同組合等に出荷した実績を確認したと

きは、当該漁業協同組合は当該実績を追加で報告しなければならない。

(補助金の交付額の算定および交付)

第9条 前条第1項の規定による実績の報告があった各月の補助金の交付額は、第4条に規定する補助金の交付単価に当該報告のあった実績を乗じて得た額とする。

2 市長は、前条第1項の規定による実績の報告があったときは、遅滞なく、前項の規定に基づき補助金の交付額を算定し、補助事業者に交付するものとする。

(補助金の実績報告)

第10条 補助事業者は、第5条に規定する補助金の交付対象期間が終了し、補助金を全て領収したときは、小型イカ釣り漁業出漁支援補助金実績報告書(別記第5号様式)により補助金の交付対象期間における実績を速やかに市長に報告しなければならない。

(補助金の交付申請の取下げ)

第11条 補助事業者は、第5条に規定する補助金の交付対象期間内に第3条に規定する補助金の交付対象行為を行わなかった場合は、小型イカ釣り漁業出漁支援補助金交付申請取下書(別記第6号様式)を速やかに市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により補助金の交付申請が取り下げられたときは、当該交付申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、第10条の規定による補助金の実績報告があったときは、当該報告書の内容を審査し、適当と認めるときは交付した補助金の額を確定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、小型イカ釣り漁業出漁支援補助金額の確定通知書(別記第7号様式)により当該補助金の実績を報告した補助事業者に通知するものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年7月8日から施行する。
- 2 第5条中「6月1日」とあるのは、令和元年度に限り、「8月1日」と読み替える。
- 3 第6条中「前条に規定する補助金の交付対象期間の始期のおおむね30日前」とあるのは、令和元年度に限り、「7月31日」と読み替える。
- 4 令和元年度において、他府県に滞在し操業しているため前項の規定により読み替えて適用する申請期限までに補助金の交付申請をすることができない補助対象者については、当該申請期限経過後の補助金の交付申請を認めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第6条関係）

年度小型イカ釣り漁業出漁支援補助金交付申請書

年 月 日

函館市長 様

申請者 住所
氏名

補助事業の名称 小型イカ釣り漁業出漁支援事業

上記の補助事業に関し、補助金の交付を受けたいので、函館市小型イカ釣り漁業出漁支援補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

記

1 所属する漁業協同組合		
2 いか釣り漁業許可	許可番号	
	船名	
	総トン数	
3 装備の状況	漁灯	有 ・ 無
	自動イカ釣り機	有 ・ 無

上記の記載内容に相違ないことを証明します。

年 月 日

漁業協同組合 代表理事組合長

別記第2号様式（第7条関係）

年度小型イカ釣り漁業出漁支援補助金交付決定通知書

函 農 水

年 月 日

様

函館市長

印

補助事業の名称 小型イカ釣り漁業出漁支援事業

年 月 日付けで申請のあった上記の補助事業に係る補助金の交付については、内容審査の結果、補助金の交付対象行為1回につき10,000円を交付することと決定したので、函館市小型イカ釣り漁業出漁支援補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知する。

ただし、次の条件を承知されたい。

- 1 補助金の交付対象期間（6月1日から10月31日）の各月の初日から末日までの補助対象行為の実績を、出荷を証明する書類を添付して市長に報告すること。ただし、この報告については、所属する漁業協同組合からの小型イカ釣り漁業出漁支援補助金補助対象行為実績報告書の提出をもってかえることができる。
- 2 補助金の交付対象期間が終了し、補助金を全て領収したときは、小型イカ釣り漁業出漁支援補助金実績報告書により補助金の交付対象期間における実績を速やかに市長に報告すること。
- 3 補助対象行為の実施にあたっては、この内容の決定およびこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもってこれにあたること。
- 4 補助対象行為の実施の状況に関し、必要に応じ、報告を求め、調査をすることがある。

別記第5号様式（第10条関係）

年度小型イカ釣り漁業出漁支援補助金実績報告書

年 月 日

函館市長 様

申請者 住所
氏名

補助事業の名称 小型イカ釣り漁業出漁支援事業

年 月 日付け函農水をもって補助金の交付決定を受けた上記の補助事業が完了したので、函館市小型イカ釣り漁業出漁支援補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり実績を報告します。

記

対象月	補助金の交付対象 行為の回数	補助金の領収済額
6月	回	円
7月	回	円
8月	回	円
9月	回	円
10月	回	円
合計	回	円

別記第6号様式（第11条関係）

年度小型イカ釣り漁業出漁支援補助金交付申請取下書

年 月 日

函館市長 様

申請者 住所
氏名

補助事業の名称 小型イカ釣り漁業出漁支援事業

年 月 日付け函農水をもって補助金の交付決定を受けた上記の補助事業に係る補助金の交付申請については、補助金の交付対象行為を行わなかったため、函館市小型イカ釣り漁業出漁支援補助金交付要綱第11条第1項の規定により取り下げます。

別記第7号様式（第12条関係）

年度小型イカ釣り漁業出漁支援補助金額の確定通知書

函 農 水

年 月 日

様

函館市長

印

補助事業の名称 小型イカ釣り漁業出漁支援事業

年 月 日付けで実績報告のあった上記の補助事業については、次のとおり補助金の額を確定したので、函館市小型イカ釣り漁業出漁支援補助金交付要綱第12条第2項の規定により通知する。

記

補助金の確定額

円